

（第1部）第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

これまで以上に安心して子どもを生み育てられる環境を整備していくためには、「質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供」や「地域における子育て支援の充実」、「保育の量的拡大」を図る必要があることから、幼児期の学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを把握し、適切なサービスの確保を行うことを目的として策定する。

2 計画の位置付け

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

3 計画の期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

4 計画の策定体制

ニーズ調査の実施、子ども・子育て会議における意見聴取、パブリックコメントの実施

（第1部）第2章 これまでの取組に関する評価と課題

本市の社会環境

- 少子化の進行 ・出生数の減少、子ども生む世代の女性人口の減少
- 核家族化の進展 ・核家族世帯数の増加、一世帯あたり人数の減少
- 女性の社会進出 ・就業者数に占める女性の割合の増加、M字型カーブの谷底の上昇

教育・保育の現状

・就学前児童数の減に反し、保育所入所児童数の増加（特に0～2歳） ・保育所待機児童数の発生（年度途中から）

地域子ども・子育て支援事業の現状

・地域子育て支援拠点事業をはじめ、様々なサービスの展開

子ども・子育てサービスの実施状況

○【達成度90%以上】

・「保育所と認定こども園におけるサービス量の拡大」、「地域子育て支援拠点事業」、「**こんにちは赤ちゃん事業**」、「**養育支援訪問事業**」、「**ファミリーサポートセンター事業**」、「**一時預かり事業（保育所型）**」、「**延長保育事業**」、「**病児・病後児保育事業**」、「**子どもの家・留守家庭児童会事業**」

○【達成度70%以上90%未満】

・「妊婦一般健康診査」

子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の結果

- ・一世帯当たりの子どもの数は、2人以下が約9割
- ・就学前児童のいる子育て世帯で専業主婦のいる世帯（全体の約5割）中、1年以内に就労希望のある母親は約2割
- ・3歳以上の子どものいる世帯の約98%、1・2歳の子どもがいる世帯の約45%、0歳の子どもがいる世帯の約15%が教育・保育施設等を利用
- ・平日の定期的な教育・保育事業のほか、病児保育や一時的な預かり保育、宿泊を伴う預かりなど多様な保育サービスへのニーズあり

課題の総括

- 保育所待機児童数は計画的な施設整備などにより、平成24年4月に一旦解消されたところではあるが、年度の途中には再び待機児童が発生し、平成25年度以降も同様の傾向が続いており、年間を通じ、待機児童を解消していく必要がある。 ⇒ **教育・保育の充実**
- 保護者の働き方の多様化などを背景に、子どもが病気の際の預かりや、一時的な預かりなど、様々な子育て支援サービスに対するニーズがあると同時に、子育てに関する悩みを気軽に相談できる体制や利用できる子育て支援サービスの紹介を行うことのできる体制を十分に整備していく必要がある。 ⇒ **多様な子育て支援サービスの充実**

（第2部）第1章 計画の基本的な考え方

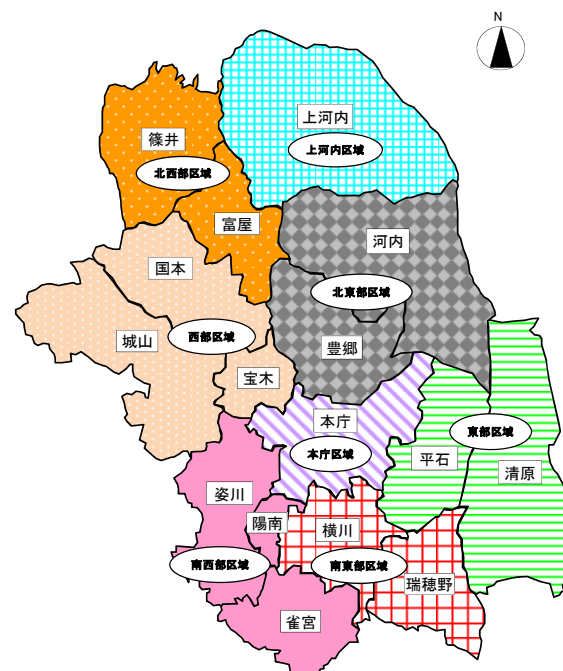
- (1) 教育・保育の充実を図るため、教育・保育の供給体制を確保する。
- (2) 多様な子育て支援サービスの充実を図るため、地域子ども・子育て支援事業の供給体制を確保する。

（第2部）第2章 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び供給体制の確保方策

- 平成29年度末までに待機児童解消を目指す。
- 供給体制の確保が求められる3号認定子ども（0～2歳保育の必要性あり）について、平成27年度と比較し、**1,496**人分の供給体制を確保（うち、施設整備等によるもの**990**人分）する。

【教育・保育提供区域】

- 次の8区域を教育・保育施設や地域型保育事業の供給基盤整備等に当たっての単位とする。



（確保方策の内訳）

- **特定教育・保育施設**
利用定員の見直しにより**506**人の供給体制の確保を図る。
既存施設による認定こども園移行や保育所増築・分園等による保育量拡大、加えて、教育・保育施設の**新設**も含め、基盤整備により、**400**人分の供給体制の確保を図る。
- **特定地域型保育事業**
3号認定子どもの保育需要に機動的かつ柔軟に対応していくため、認可外施設の認可施設移行や小規模保育施設等の**新設**により**590**人分の供給体制の確保を図る。

【供給体制確保のための支援策の考え方】

- 「待機児童解消加速化プラン」など国の支援策をより幅広く活用することにより、認定こども園への移行のための整備や、保育所の増築等に加え、保育所分園や小規模保育事業にかかる支援など、多様な確保方策に対応する。

【市全体の需給計画】

子どもの区分		需給	H27	H28	H29	H30	H31	確保策の概要
1号	<3～5歳> 保育を必要としない子ども	ニーズ	10,021	9,872	9,799	9,770	9,396	・現供給体制により、施設整備等を伴わずに確保できる見通し
		確保方策	10,352	10,185	10,006	9,958	9,562	
		不足数	—	—	—	—	—	
2号	<3～5歳> 保育を必要とする子ども	ニーズ	4,473	4,406	4,374	4,360	4,191	・現供給体制により、施設整備等を伴わずに確保できる見通し
		確保方策	4,589	4,598	4,627	4,512	4,288	
		不足数	—	—	—	—	—	
3号	<0～2歳> 保育を必要とする子ども	ニーズ	6,060	5,800	5,510	5,182	5,066	・支給認定の状況や、事業者の意向等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討
		確保方策	4,098	4,655	5,594	5,266	5,139	
		不足数	1,962	1,145	—	—	—	

- 教育・保育の質の維持・向上を図るとともに、施設整備に合わせて待機児童解消に必要な保育士確保策を推進する。
- 子ども・子育て支援事業計画期間内においては、公立保育所については、教育・保育の需給状況や、その役割などを踏まえ、現行の供給体制を維持することが必要であり、社会環境の変化等に応じて適宜見直しを行うものとする。

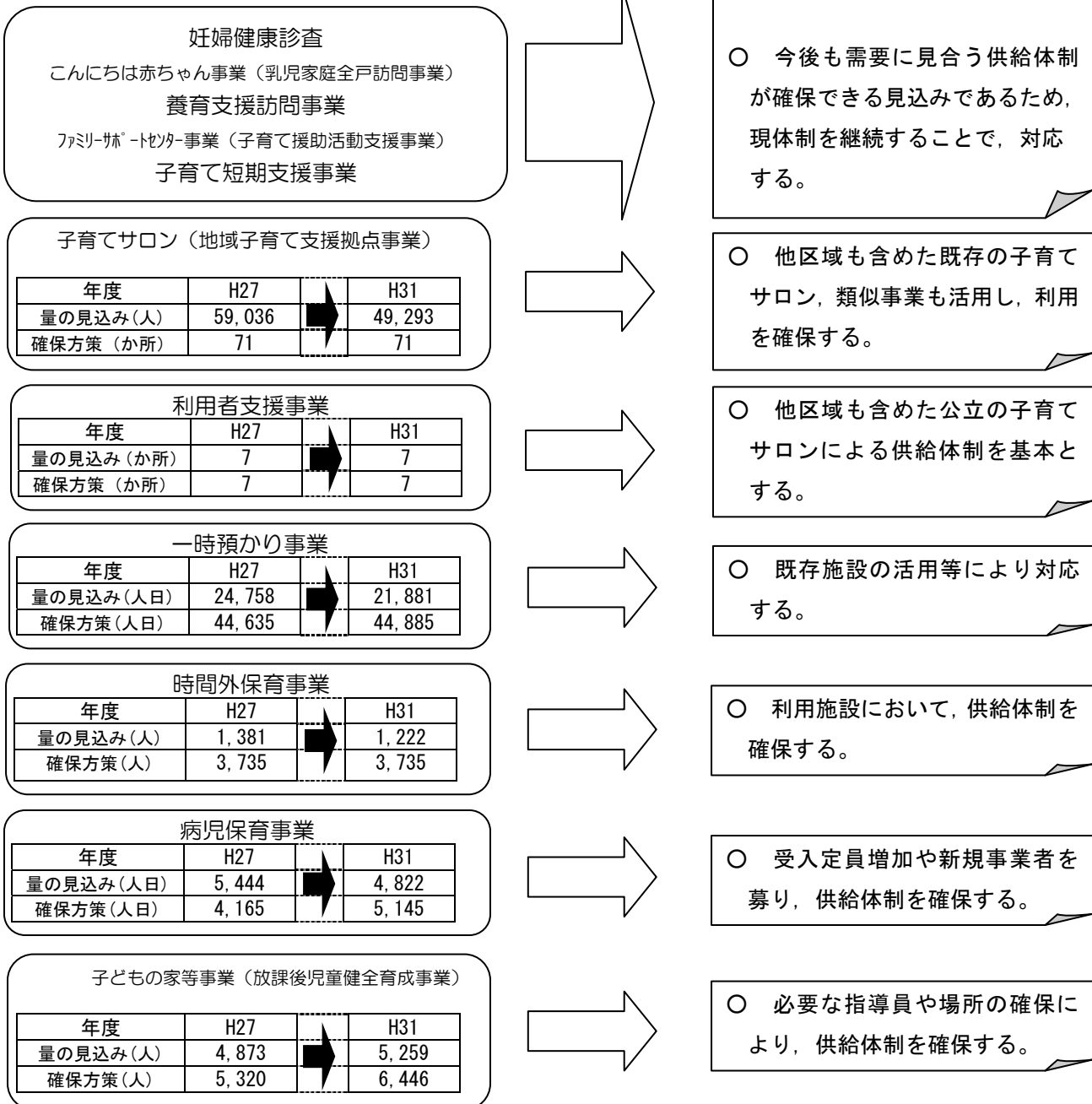
(第2部) 第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び供給体制の確保方策

- 支援事業計画の計画期間内（H27～H31）での供給確保を目指す。
- それぞれの事業の特性や需給状況等を踏まえながら、既存施設の活用や類似事業の活用、関係機関等への働きかけ等により、効率的・効果的な確保に努めるものとする。

【教育・保育提供区域】

- 教育・保育施設等の提供区域（8区域）と同様とするもの
 - 子育てサロン（地域子育て支援拠点事業）、利用者支援事業、一時預かり事業、時間外保育事業
- 小学校区（68区域）とするもの
 - 子どもの家等事業（放課後児童健全育成事業）
- 全市1区域とするもの
 - 妊婦健康診査、こにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）、養育支援訪問事業、ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）、子育て短期支援事業、病児保育事業

【事業ごとの需給計画】



○ 今後も需要に見合う供給体制が確保できる見込みであるため、現体制を継続することで、対応する。

○ 他区域も含めた既存の子育てサロン、類似事業も活用し、利用を確保する。

○ 他区域も含めた公立の子育てサロンによる供給体制を基本とする。

○ 既存施設の活用等により対応する。

○ 利用施設において、供給体制を確保する。

○ 受入定員増加や新規事業者を募り、供給体制を確保する。

○ 必要な指導員や場所の確保により、供給体制を確保する。

(第2部) 第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 1 認定こども園の普及に対する考え方
 - ・ 新制度の趣旨や本市の状況を踏まえ、現在の教育・保育の利用状況や利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園・保育所から認定こども園への円滑な移行を促進する。
 - ・ 「待機児童解消加速化プラン」など国の支援策の積極的な活用、需給調整の特例措置による対応を図る。
- 2 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策
 - ・ 職員への研修や施設整備、適切な評価の実施等により、質の高い教育・保育、地域の子育て支援を行う。
- 3 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進
 - ・ 小学校の学校行事への園児の参加や幼稚園・保育所における行事等への児童の参加等の交流活動の実施、幼稚園・保育所・小学校の教職員等による相互授業・保育参観、保育・教育内容等の合同研修会を実施する。
- 4 幼保小連携、3歳未満児と3歳以上児に係る取組の連携
 - ・ 教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携の確保を図る。また、保育を必要とする子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう努める。

(第2部) 第5章 関連施策の展開

＜教育・保育や地域子育て支援事業の供給体制確保を実現させるため、また、子どもや子育て家庭の状況に応じた適切な支援を講じるための関連施策の連携の方針＞

- 1 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
 - (1) 児童虐待防止対策
 - ・ 養育支援訪問事業の展開に加え、子育て支援短期入所事業などの活用を通じて、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を展開することにより、児童虐待の予防に努める。また、複雑困難化する児童虐待ケースに対応するため、家庭相談員等の資質向上を図るとともに、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関が連携して一体的な対応を図ることにより、児童虐待防止の総合的な支援の充実に取り組む。
 - (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
 - ・ 保育所等への入所にあたってのひとり親世帯等への福祉的配慮を行うとともに、ひとり親家庭への早期の就労支援や、利用しやすい子育て支援サービスの充実を図る。また、各種施策・制度の情報が支援を必要とする人に行き渡るよう、相談機能や情報提供等を充実させることなどにより、総合的にひとり親家庭の自立を支援していく。
 - (3) 障がい児等に対する施策の充実
 - ・ 乳幼児健康診査等を通し、障がいの疑いがある子の早期発見を図り、専門機関の早期支援に繋げるとともに、子ども発達センターによる巡回相談事業をはじめ、障がい児相談支援を行う事業者など、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携による専門的な支援を行う体制づくりに努めるほか、就学後にあたっては、日中一時支援や放課後等デイサービス、子どもの家等事業による放課後支援の充実とともに、専門研修を通し、**保育士等**の資質や専門性の向上に努める。
- 2 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
 - ・ 仕事と家庭生活・地域活動などが充実し、好環境（ワーク・ライフ・バランス）を生み出す環境をつくるため、ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックによる啓発活動や、男女共同参画推進事業者表彰の実施など、企業における働きやすい職場環境づくりの促進を支援する。併せて、勤労者自身が働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進するきっかけとなるよう、勤労者等への意識啓発や男性の家庭参画促進などを支援する。

(第2部) 第6章 計画の総合的な推進体制

- 計画の周知と啓発
 - ・ 関係者・関係団体への周知や、広報紙やホームページへの掲載など、広く機会を捉えて、計画の効果的な周知と意識の啓発に努める。
- 庁内・庁外推進体制
 - ・ 計画の進捗状況を把握し、関係部局が連携を図りながら推進していく。また、「宇都宮市子ども・子育て会議」において、意見を聴きながら、本計画の推進を図る。
- 計画の点検・評価等の公表及び施策への反映（PDCAサイクル）
 - ・ 「宇都宮市子ども・子育て会議」において、毎年度、点検・評価を行う。また、幼児期の学校教育・保育の供給体制の確保等にあたり、見直しを図るべき状況が生じた場合には、同会議において意見をいただき、市として必要な対策を講じる。